

HR イニシアティブ合同会社の返戻金制度

採用決定者が入社後、一定期間以内に、自己都合による退職又は採用企業の就業規則に基づき解雇に至った場合は、採用企業に対してサービス利用料の一定割合を返金するものとする。但し、採用決定者の死亡など不測の事態による場合、並びに採用企業の採用決定者に対する処遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なっていたり、採用企業の生産計画の変更等に起因する退職の場合はこの限りではない。尚、病気による退職は自己都合による退職とし、返金の対象とする。

(退職日と返戻金)

1ヶ月以内に退職した場合80%相当額を返済する

3ヶ月以内に退職した場合50%相当額を返済する

6ヶ月以内に退職した場合20%相当額を返済する